

台風15号・19号及び豪雨により被災された方へ

東金税務署と千葉県税理士会東金支部では、台風15号・19号及び千葉県豪雨により被災された方を対象に説明会を開催します。

1/16

【会場】
町民会館

東金税務署による所得税及び復興特別所得税の雑損控除・災害減免制度説明会

東金税務署では、下記のとおり台風等で被災された方を対象に、所得税及び復興特別所得税の確定申告書に添付する「雑損控除額の計算書」の作成に関する説明会を開催します。

なお、雑損控除及び災害減免制度により軽減される所得税等の額は、被害を受けた方の状況被害額や所得金額等）によってそれぞれ異なります。

注意点 会場の席数及び駐車場には限りがありますので、ご了承くださいます。

◎所得税及び復興特別所得税の雑損控除・災害減免制度説明会【日程表】

と き	ところ	時 間
1月16日(木)	横芝光町町民会館(大ホール)	午前の部
1月17日(金)	九十九里町保健福祉センター(会議室)	①説明会 午前9時～9時30分
1月20日(月)	大網白里市中央公民館(2階講義室・談話室)	②個別相談 午前9時30分～正午
1月21日(火)	芝山町役場南庁舎(1階研修室)	午後の部
1月22日(水)	東金文化会館(小ホール)	①説明会 午後1時～1時30分
1月28日(火)	山武市役所本館(大会議室)	②個別相談 午後1時30分～5時

※1月16日の横芝光町での説明会に出席できない場合は、他の地域の説明会に出席することもできます。

問 東金税務署個人課税部門
0475(52)3121

1/21

【会場】
東金商工会館

税理士による無料税務相談会

千葉県税理士会東金支部では、台風で被災された方を対象に、税理士による無料税務相談会を開催します。

と き 1月21日(火)

午前10時～午後4時

ところ 東金商工会館3階会議室

注意点 混雑の状況により、受付を早めに締め切らせていただく場合があります。

問 千葉県税理士会東金支部

0475(50)6322



《共通事項》

注意点

- 被害状況により、所得税等が軽減されない場合もあります。
- 生活に通常必要ではない資産(別荘、書画骨董、宝飾品等のぜいたく品)の損失は、雑損控除の対象となりません。
- 雑損控除等は、被害を受けた全額の方が適用できる制度ではありません。
- 所得金額や損害額及び受け取られた保険金額によって、雑損控除の金額は異なります。

持ち物

- ① 被災(被災)証明書(原本または写し)
- ② 被害を受けた資産の明細(資産内容・取得時期・取得価額等)が分かるもの
- ③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるものとその領収書
- ④ 被害があったことについて受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額が分かるもの